

## 不正防止対策の基本方針、行動規範、不正防止計画

2024年9月6日

LQUOM 株式会社 代表取締役 新関和哉

### 第1条（目的）

LQUOM 株式会社（以下、会社という）が「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、競争的研究費等の運営・管理を不正なく行うことを目的とする。

### 第2条（責任体系の明確化）

代表取締役は、競争的研究費等の運営・管理について定め、競争的研究費等の取扱いに関する規程において責任体系ならびに職務分掌を規定する。

### 第3条（適正な運営・管理の基盤となる環境の整備）

代表取締役は、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備をする。

1. コンプライアンス教育・啓発活動の実施（関係者の意識の向上と浸透）
2. ルールの明確化・統一化
3. 職務権限の明確化
4. 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

### 第4条（不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施）

会社は、不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定・実施することで、関係者の自主的な取組を喚起する。

### 第5条（研究費の適正な運営・管理活動）

会社は、不正防止計画を踏まえ、適正な予算執行を行う。また、研究費の執行に関する書類やデータ等は、後日の検証を受けられるように定められた期間保存する。それにより会社は執行状況を把握する。

### 第6条（情報の伝達を確保する体制の確立）

会社は、通報窓口を設置し周知する。

### 第7条（モニタリングの在り方）

会社は、不正発生リスク低減を目指し、会社全体の視点から実効性のあるモニタリング体制を整備・実施する。

## 第8条（行動規範）

会社に所属する構成員（「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に準じ、本学に所属する非常勤を含む、研究者、事務職員、技術職員及びその他関連する者）は、競争的研究費を使用する上で、以下の行動規範を遵守しなければならない。

1. 構成員は、競争的研究費が公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 構成員は、競争的研究費の使用にあたり、関係する法令・通知及び会社が定める規則等を遵守しなければならない。
3. 構成員は、競争的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 構成員は、相互の理解と緊密な連携を図り協力して、競争的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 構成員は、競争的研究費の使用にあたり取引事業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 構成員は、競争的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

## 第9条（不正な取引に関与した業者への処分方針）

1. 会社は、不正な取引に関与した業者について、取引停止の措置を取るものとする。
2. 取引停止期間は、1か月以上12か月以内とする。具体的な取引停止期間は、状況調査のうえ合理的判断により決定する。ただし、即時の取引停止により会社の研究活動に著しく影響が生じる場合は、一定期間を経た後に取引停止処分とすることができる。

## 第10条（取引業者に提出を求める誓約書）

競争的研究資金等の社外から獲得した研究費により行われる研究活動に関する取引業者に対し、不正取引を防止するため、機関におけるリスク要因・実効性等を考慮した上で、別途定める様式に示す誓約書の提出を求める。誓約書には以下の内容を含めるものとする。

1. 会社の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
2. 内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること。
3. 不正が認められた場合は、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議がないこと。
4. 会社の構成員等から不正な行為の依頼等があった場合には通報すること。

## 第11条（不正防止計画と取り組み）

以下に優先的に取り組むべき事項を中心に、明確な計画・取り組みを規定する。

不正が生じうるリスク	防止計画と取り組み
ルールと実態の乖離（発注権限のない研究者による発注、例外処理の常態化など	使用ルールとその運用にかい離がある場合は、適切な指導を行うとともに、原因を分析した上で必要に応じて規定・ルールの変更等も含めた対策を講じる
予算執行の特定の時期への偏り	定期的に予算施行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める
国の制度変更により、整備した公的研究費の管理体制及び計画が適切でなくなる	管理・監査体制や不正防止計画の適正性を適宜確認し、必要に応じて見直すことにより、これらを常に適切なものに保つ
取り組みに部局や研究内容によるばらつきが生じる	機関全体の観点（コーポレート部門）からのモニタリングを行う
複数の小要因が関わることで不正が生じる可能性	定期的に予算計画や開発計画の調整を行うとともに、必要に応じ改善を求める

上記は効率低下防止（特に研究開発進捗低下の防止）、コーポレート部門の負担軽減の配慮、管理コスト低減の配慮といった総合的な観点から判断されている。